

いじめ認知と対応等について

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ認知の流れ

〈発見、教頭・いじめ対策推進教員への報告〉

[すべての教職員]

- ・ 本人・保護者等からの訴えから
- ・ 生徒の様子の変化から
- ・ アンケートの回答等から
 - ① 本人の安全の確保
 - ② 一人にせず、必ず付き添う
 - ③ 帰宅させる場合は、保護者に迎えに来てもらうか、自宅まで送る

〈認知〉

[校長・教頭、いじめ対策推進教員
生徒指導主事 関係職員]

- いじめに該当するか第1次判断を行う
- ・ 被害生徒、加害生徒からの聞き取り
- ・ 被害生徒、加害生徒双方の保護者に連絡し、情報共有と指導への理解を求める
- ・ 県教委への報告作成

〈対応①〉 いじめ対策委員会

[校長 教頭 いじめ対策推進教員 教務主任
生徒指導部 関係職員 (スクールカウンセラー)]

- ・ 状況確認（事案によっては全職員で調査する）
- ・ 対応方針案決定
- ・ 被害生徒の心のケア、加害生徒への指導等
- ・ 被害生徒、加害生徒の保護者に方針を連絡する
- ・ 県教委への報告作成
- ※ 必要に応じ、複数回開催する

〈対応②〉 職員会議

- ・ 状況について、全職員で情報を共有する
- ・ 対応方針及び役割分担の確認をする
- ※ 必要に応じ、複数回開催する

〈対応③〉

[校長・教頭、いじめ対策推進教員
生徒指導部 関係職員]

- ・ 関係生徒への指導 等

〈対応④〉

[いじめ対策委員会 + 全職員]

- ・ 指導後の状況確認
- ※ 完全に収束するまで継続
- (アンケート・面談等) (3か月を目処)